

# 大樹町地域おこし協力隊研修派遣要項

## 1. 趣旨

町では、「第2期大樹町まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下、「総合戦略」という。）を推進するにあたり、国の地域おこし協力隊制度を活用しながら、総合戦略の推進と地域課題の解決につながる「地域協力活動」を町内の民間事業者等から広く募集し、その活動を行うために「地域おこし協力隊員」を民間事業者等に研修派遣します。

## 2. 隊員の身分等

### （1）隊員の身分

- ①隊員については、町が公募し採用します。
- ②隊員は、町のパートタイム会計年度任用職員とし、応募のあった民間事業者等に研修派遣します。

### （2）隊員の研修派遣先

- ①民間事業者等については、町内に事業所を有するもので、個人・法人の別は問いません。
- ②研修派遣先の民間事業者等の役員等の構成員及びその従業員等に隊員の3親等以内の親族がいる場合には研修派遣できないものとします。

### （3）隊員の任用期間

1年以内（年度途中の委嘱の場合は、その年度の末日まで）とし、最大3年まで延長することができます。

### （4）隊員の報酬・手当等

- ①隊員の報酬（時間外勤務手当は除く）及び隊員の活動に必要な経費については、原則、町が負担します。ただし、研修派遣先の業務上生じる経費については、原則として研修派遣先が負担するものとします。
- ②研修派遣先が、隊員の業務への定着を目的として、町が支払う以外の手当等（時間外勤務手当など）を支払うことを希望する場合には、研修派遣先は町と協議の上で、直接隊員に支払うこととします。

### （5）隊員の地域要件

隊員は、生活の拠点を3大都市圏をはじめとする都市地域等（過疎、山林、離島、半島等に指定された地域を除く。）から大樹町内に移し、住民票を異動する必要があります。

### （6）その他

その他、隊員に関する事項については、「大樹町地域おこし協力隊設置要綱」（平成27年告示第21号）の規定によるものとします。

## 3. 募集する「地域協力活動」

町が民間事業者等から募集する「地域協力活動」とは、以下の条件をすべて満たすもので、かつ、別途設置する町の審査会において、隊員の研修派遣に相応しい活動であると判断されたものとします。

- (1) 本町の総合戦略の推進及び地域課題の解決に資する活動（主に「総合戦略」の「Ⅲ 総合戦略の内容」に示された「具体的な施策」に資する活動をいう。）であって、単なる労働力の確保を目的としたものでないこと。
- (2) 隊員の活動場所が主に大樹町内であること。
- (3) 活動終了後に、町内での起業又は研修派遣先において雇用する見込みがあること。

#### 4. 研修派遣先での勤務条件等

- (1) 派遣期間  
最大3年間
- (2) 勤務日及び勤務時間
  - ・ 1日7時間45分の週4日勤務、または週31時間勤務  
(始業及び終業時刻は業務により変動可能とします。)
  - ・ 休暇等は「大樹町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則」（令和2年規則第2号）に基づくものとします。
- (3) 報酬  
月額233,400円

#### 5. 応募方法

- (1) 計画書の提出  
別紙「地域おこし協力隊活用計画書」を役場企画商工課企画係へ提出してください。
- (2) 書類審査  
提出された計画書について書類審査を行い、可否について提出者に通知します。
- (3) 審査会  
書類審査を通過した場合、審査会を開催し、計画書の詳細等についてヒアリングを実施します。審査会において、研修派遣に相応しい活動であるかの最終的な判断をし、その可否を提出者に通知します。

#### 6. 留意事項

- (1) 提出された活用計画が承認された場合であっても、協力隊員の研修派遣を確約するものではありません。町で公募した結果、応募する隊員がいない場合には研修派遣できません。その場合には、今後の対応について両方で協議するものとします。
- (2) 研修派遣期間中は、隊員から毎月の活動報告書を翌月の10日までに町へ提出していただきますが、必要に応じて研修派遣先、隊員ともに町との面談を行う場合があります。
- (3) 研修派遣期間中であっても、町等が実施するイベント等に從事していただく場合があります（イベント、研修、町のPR活動等）。なお、その場合の経費負担は町の負担とします。
- (4) 活用計画と実際の従事内容が異なると町が判断した場合など、派遣を中止する場合があります。
- (5) 隊員の任期延長については、活動状況等を勘案し、研修派遣先と町で協議のうえ、決定します（最大3年間）。

- (6) 研修派遣先が負担した費用については、派遣が中止若しくは終了した場合においても、町又は隊員に請求することはできません。
- (7) 研修派遣先での業務執行にあたり、隊員が派遣先に損害を与えた場合、また、業務執行中に隊員が第三者に損害を与えた場合は、原則として町がその賠償の責を負いますが、以下の場合はその限りではありません。
- ①隊員の故意又は重大な過失が認められる場合
  - ②研修派遣先の故意又は重大な過失が認められる場合

**問い合わせ・計画書提出先**

---

大樹町役場 企画商工課企画係

TEL 01558-6-2113

FAX 01558-6-2495

E-mail [kikaku-kakari@town.taiki.hokkaido.jp](mailto:kikaku-kakari@town.taiki.hokkaido.jp)